栃木県文芸家協会規約

第一条 本会は栃木県文芸家協会と称する。

第二条 本会は下記の事業を行う。

機関誌 0 発行、 講演会、シンポジウ A 0) 開 催、 会員 相 互. 0 親 睦、 そ 0

他本会の発展に資する事業。

第三条 会員は、 栃木県在住者またはそれに準ずる者とする。

四条 会員は、 小 説 • 評論・随筆・ 児童文学 • 詩 • 短歌 • 俳 句 Ш 柳 \mathcal{O} 創 作

者または愛好者とする。

第五 条 入会は、 会員二名の推薦を受け て会長に 提出 Ļ 正 副 会長 \mathcal{O} 承 認 を受

けるものとする。

第六条 会員は、 著作を刊行した場合、 会に一 部 寄贈 す んるも \mathcal{O} とす

第七 条 退会は、本人の意志によるもの \mathcal{O} ほか、 下 -記の事 由によるものとする。

死亡したとき、三年以上会費を滞納 たとき、 本会の 名誉を著し

なう行為があったとき。

3八条 1、本会に次の役員を置く。

会長一名・副会長三名以内 • 理事若 干名 監事二名 事 務 局 長 __-名

会計一名・顧問。

会長・副会長・理事・監事は会員 \mathcal{O} 中から総会にお 1 て 選 出 す ź。

3 事務局長 (同次長を含む)・会計は会長が指名 L 監事を 除 職に

ある者が兼ねることもできる。

4 必要に応じ、 顧問を置くことが できる。 顧問 は 総 て \mathcal{O} 숲 議 出 席

し、意見を述べることができる。

九条 1、会長は会を代表し、業務を総理する。

第

2 副会長 は会長を補佐し、 会長に 事故 あ る と き は、 そ \mathcal{O} 業務 を 代 行

する。

3、理事は会務の執行を決定する。

4、監事は会計を監査する。

一○条 1、役員の任期は二年とし、再任を妨げない。

補欠または増員による役員の 任期は 前任者または現任 者 \mathcal{O} 残任

期間とする。

役員はその 任期 後 に お 1 て Ł 後任 者 が 就任するまで は そ \mathcal{O}

行う。

条 会議は、 総会 役員会とする。 会議 は 会長が 招集 議長 は 会長 が

れにあたる。

第

会長に事故あるときは、 副会長がその任にあたる。

- 1, 五分の一以上から請求があったときは、 総会は、年一回開催し、役員会が必要と認めたときまたは会員の 臨時に開催することができ
- る。
- 2、総会は次の事項を審議決定する。
- (1) 事業報告及び収支決算
- (2) 事業計画及び収支予算
- (4)役員の選出
- (5) その他必要な事項
- $\widehat{\underline{6}}$ 総会の議事は出席者の過半数 0 同意により決定する。

会計年度はその年の四月一日より翌年三月三一日までとする。

第一三条 会員の年会費は八○○○円とし、年度内に納 入する。

会の事務を行うために事務局を置く。場所は会長が指定する。

第一四条

第一二条

第一五条 機関誌の発行は編集委員会がこれにあたる。

六条 編集委員会は、会長の指名する委員によって構成する。

付 則 この会則は、 令和二年九月二七日から施行する。